

5 自治会への補助制度等について（目次） （令和８年度以降実施分）

◆令和７年度要望 ⇒ 令和８年度以降実施◆

No.	制度名	提出期限	掲載 ページ	担当課
1	湖西市公会堂等建設費補助金	8月末	103	市民課 Tel576-1213
2	湖西市一般コミュニティ助成事業補助金	8月末	104	市民課 Tel576-1213
3	湖西市自治会地域活動補助金	8月末	105	市民課 Tel576-1213
4	湖西市防災コミュニティセンター整備事業補助金	9月15日 (休日の場合は翌開庁日まで)	106	危機管理課 Tel576-4538

このページは白紙です。

自治会への補助制度（令和 7 年度要望受付、令和 8 年度以降実施分）

【令和 7 年度要望 ⇒ 令和 8 年度以降実施】

制 度 名	湖西市公会堂等建設費補助金
制 度 概 要	地域住民の自治意識の高揚と福祉の向上を図るため、住民の組織する自治会及び町内会が公会堂等を新築、増築、改築、修繕又は購入するために必要な経費の一部を予算の範囲内において、補助する。 (1) 新築：新たに公会堂を建築すること。 (2) 増築：既存の公会堂の床面積を増加させ建築すること。 (3) 全面改築：既存の公会堂の全部を除去し、これと規模及び構造の著しく異なるものを建築すること。 (4) 一部改築：既存の公会堂の一部を除去し、これと規模及び構造の著しく異なるものを建築すること。 (5) 修繕：公会堂の維持管理上必要と認められる補修で、改築の程度にいたらないもの (6) 購入：既存の建物を新たに公会堂として購入すること。
補 助 金 の 額	・ 対象経費の 1/3 で、千円未満は切捨て。 ・ 上限額は以下のとおり。 ①新築又は改築 800 万円 ②増築又は購入 400 万円 ③修繕 100 万円 ※ただし、改築または修繕の場合は建築費が 20 万円未満のものは対象外。
提 出 書 類	・ 自治会要望書 ・ 見積書 ・ 整備予定箇所の現況写真 ※5 月末頃に案内を送付します。
提 出 期 限	8 月末
備 考	
提出先及び 問 合 せ 先	市民課 協働共生係（市役所 1 階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

自治会への補助制度（令和 7 年度要望受付、令和 8 年度以降実施分）

【令和 7 年度要望 ⇒ 令和 8 年度以降実施】

制 度 名	湖西市一般コミュニティ助成事業補助金
制 度 概 要	コミュニティ組織（自治会等）が実施するコミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に関する事業に対して、予算の範囲内において湖西市一般コミュニティ助成事業補助金を交付する。 (1) 一般コミュニティ：コミュニティ活動に直接必要な設備の整備（イベント用品、放送設備、お祭り用品等） (2) コミュニティセンター：コミュニティ活動を実施するための集会施設の建設整備
補 助 金 の 額	(1) 一般コミュニティ：100～250 万円 事業費の 10/10 以内で 10 万円単位 (2) コミュニティセンター：2,000 万円を限度 事業費の 3/5 以内で 10 万円単位
提 出 書 類	・自治会要望書 ・見積書 ※5 月末頃に案内を送付します。
提 出 期 限	8 月末
備 考	一般コミュニティ助成事業は、順番待ちとなっております（順番待ちをしている自治会も、毎年、自治会要望書・見積書を提出してください）。
提出先及び 問 合 せ 先	市民課 協働共生係（市役所 1 階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

自治会への補助制度（令和 7 年度要望受付、令和 8 年度以降実施分）

【令和 7 年度要望 ⇒ 令和 8 年度以降実施】

制 度 名	自治会地域活動補助金
制 度 概 要	自治会活動の促進を図るため、自治会の活性化のために先進的な事業を実施する自治会に対して予算の範囲内において補助金を交付します。
補 助 金 の 額	(1) 情報発信・啓発事業 例) 加入促進のチラシや啓発物の作成、ホームページの開設等。 対象経費の 2/3 の額で上限 10 万円 (2) 交流・協働事業 例) 交流会・合同イベントの開催等。 対象経費の 2/3 の額で上限 10 万円 (3) 重点設定事業 例) 子育て応援事業、地域の空き家対策事業等。 対象経費の 2/3 の額で上限 30 万円 ※補助は各事業につき 1 回、2 年まで継続可能。 ※2 年目の補助額は半額となります。
提 出 書 類	・ 交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ※5 月末頃に案内を送付します。
提 出 期 限	8 月末
備 考	
提出先及び 問合せ先	市民課 協働共生係（市役所 1 階東側） TEL 053-576-1213 FAX 053-576-4880

自治会への補助制度（令和7年度要望受付、令和8年度以降実施分）

【令和7年度要望 ⇒ 令和8年度以降実施】

制 度 名	湖西市防災コミュニティセンター整備事業補助金
制 度 概 要	指定避難所を拡充するため、避難所として活用可能となる公会堂を新築、建替、増築改修を実施する際に必要な経費の一部を予算の範囲内において、補助する。 【交付要件】 以下のすべてに該当する場合、交付の対象とします。 1. 本補助金を使用し建設した建物を、指定避難所として、湖西市地域防災計画に位置づけること 2. 避難所に指定し、指定避難所の開設・運営を自主防災組織等による自主運営とすること 3. 自主防災組織等は市と避難所の開設や運営等について、覚書を結ぶこと 4. 自主防災組織等が主体となり、新築等を行った公会堂を利用し、防災訓練などの防災活動を年2回以上実施すること 5. 耐震化、非常用電源、インターネット環境、居住スペース3室以上の確保、調理場、バリアフリー等の設備を具備すること (例) 電気自動車からの外部給電設備・Wi-Fi 設備・洋式トイレまたは多機能トイレ・スロープ、手摺の設置 など
補 助 金 の 額	対象経費の1/2で千円未満の端数は切り捨て。上限は以下のとおり 補助上限額 3,000万円 ※市民課実施の「湖西市一般コミュニティ助成事業補助金」は併用可能。ただし、併用する場合、対象経費から他補助額を引いた額の1/2とする。 ※「湖西市公会堂等建設費補助金」は併用不可。
提 出 書 類	・自治会要望書 ・設計書 ・工事内容がわかる書類
提 出 期 限	9月15日まで（休日の場合は翌開庁日まで）
備 考	様式は危機管理課にてお渡しします。 申請をお考えの方は、危機管理課までお問い合わせください。
提出先及び 問 合 せ 先	危機管理課 災害対策係（市役所2階東側） TEL 053-576-4538 FAX 053-576-2315